

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電 話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中 西 印 刷 株 式 会 社
電 話 (075) 441-3155

目 次

告 示

○遊泳区域の指定 (安心・安全まちづくり推進課)	ページ 680
○瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置の許可申請の概要 (山城北保健所)	681
○生活保護法に基づく指定医療機関の指定 (福祉・援護課)	683
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止 ()	684
○生活保護法に基づく指定医療機関の再開 ()	〃
○生活保護法に基づく指定医療機関の辞退 ()	〃
○生活保護法に基づく指定施術者の指定 ()	〃
○生活保護法に基づく指定介護機関の指定 ()	685
○生活保護法に基づく指定介護機関の変更 ()	686
○生活保護法に基づく指定介護機関の廃止 ()	〃
○生活保護法に基づく指定介護機関の辞退 ()	687
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の指定 ()	〃
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の廃止 ()	688
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の再開 ()	〃
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の辞退 ()	〃
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定施術者の指定 ()	〃
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の指定 ()	〃

○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の変更 (福祉・援護課)	690
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の廃止 ()	〃
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の辞退 ()	691
○地域福祉振興事業補助金交付要綱の一部を改正する告示 (介護・地域福祉課)	〃
○京都府立洛南病院看護服賃借業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (医療課)	〃
○京都府海洋生物資源の保存と管理に関する計画の一部変更 (水産課)	693
○道路の区域変更 (南丹土木事務所、中丹西土木事務所)	694
○道路の供用開始 (南丹土木事務所)	〃
○土砂災害警戒区域の指定 (砂防課)	695
○土砂災害特別警戒区域の指定 ()	〃

公 告

○特定非営利活動促進法に基づく定款変更 認証の申請に係る関係書類の縦覧 (府民力推進課)	696
○一般競争入札の実施 (医療課)	〃
○大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見の概要 (山城広域振興局)	697
○平成26年度職業訓練指導員試験の実施 (労働・雇用政策課)	698
○林地開発行為に係る事業計画書の縦覧 (山城広域振興局)	700
○保安林の指定施業要件の変更の通知の公告 (京都林務事務所)	701
公 安 委 員 会	
○一般競争入札の実施	702

告 示

京都府告示第349号

京都府遊泳者及びプレジャーボートの事故の防止等に関する条例（平成26年京都府条例第7号）第8条第1項の規定により、次の区域を遊泳区域として指定する。

なお、「次の図」は、省略し、その図面を次の縦覧場所において縦覧に供する。

平成26年 6月27日

京都府知事 山 田 啓 二

1 区域

海水浴場の名称	所在地	区域の表示	遊泳区域の指定期間
野原海水浴場	舞鶴市字野原	次の図のとおり	平成26年7月1日から同年8月20日まで
竜宮浜海水浴場（三浜区）	〃 字三浜	〃	平成26年7月1日から同年8月25日まで
竜宮浜海水浴場（小橋区）	〃 字小橋	〃	平成26年7月1日から同年8月31日まで
神崎海水浴場	〃 字西神崎	〃	〃
天橋立海水浴場	宮津市字文珠	〃	平成26年7月19日から同年8月24日まで
天橋立府中海水浴場	〃 字江尻	〃	平成26年7月19日から同年8月17日まで
丹後由良海水浴場	〃 字由良	〃	〃
八丁浜海水浴場	京丹後市網野町浅茂川	〃	平成26年7月12日から同年8月24日まで
琴引浜遊海水浴場	〃 〃 掛津	〃	〃
琴引浜掛津海水浴場	〃 〃 〃	〃	平成26年7月6日から同年8月24日まで
小浜海水浴場	〃 〃 小浜	〃	平成26年7月5日から同年8月24日まで
浜詰海水浴場	〃 〃 浜詰	〃	平成26年7月19日から同年8月24日まで
高嶋海水浴場	〃 丹後町上野	〃	平成26年7月1日から同年8月31日まで
久僧海水浴場	〃 〃 久僧	〃	平成26年7月19日から同年8月17日まで
立岩・後ヶ浜海水浴場	〃 〃 間人	〃	平成26年7月12日から同年8月24日まで
砂方海水浴場	〃 〃 〃	〃	平成26年7月12日から同年8月17日まで
竹野海水浴場	〃 〃 竹野	〃	平成26年7月12日から同年8月24日まで
中浜海水浴場	〃 〃 中浜	〃	平成26年7月5日から同年8月24日まで
平海水浴場	〃 〃 平	〃	平成26年7月1日から同年8月31日まで
蒲井浜海水浴場	〃 久美浜町蒲井	〃	平成26年7月12日から同年8月17日まで
箱石浜海水浴場	〃 〃 湊宮	〃	〃

小天橋・葛野浜海水浴場	京丹後市久美浜町湊宮	次の図のとおり	平成26年 7月 1日から同年 8月31日まで
泊海水浴場	与謝郡伊根町字泊	〃	平成26年 7月19日から同年 8月17日まで
本庄浜海水浴場	〃 〃 字本庄浜	〃	平成26年 7月10日から同年 8月17日まで

2 縦覧場所 京都府府民生活部安心・安全まちづくり推進課並びに京都府中丹広域振興局及び京都府丹後広域振興局



京都府告示第350号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による特定施設の設置の許可の申請があったが、その概要は次の1のとおりである。

なお、同条第4項の規定により、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次の2のとおり縦覧に供する。

平成26年 6月27日

京都府知事 山 田 啓 二

1 申請の概要

(1) 申請者の名称、住所及び代表者の氏名

名 称 パナソニック株式会社

住 所 門真市大字門真1006番地

代表者 代表取締役社長 津賀 一宏

(2) 工場の名称及び所在地

名 称 パナソニック株式会社オートモーティブ&インダストリアルシステムズ社キャパシタ事業部

所在地 宇治市木幡西中25番地

(3) 特定施設に関する事項

ア 種類

水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1第65号に掲げる酸又はアルカリによる表面処理施設
2基

イ 能力

機能性高分子アルミ電解コンデンサ 200万個/日

ウ 工事の着手及び完成並びに使用開始の予定年月日

着手予定年月日 法第5条第1項の許可のあった日

完成予定年月日 着手の日から15日を経過した日

使用開始予定年月日 完成の日

エ 使用時間間隔及び1日当たりの使用時間

終日

オ 使用の季節的変動

なし

カ 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の1日当たりの通常値及び最大値

別表1のとおり

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

ア 種類、構造及び能力並びに汚水等の処理の方法

別表2のとおり

イ 設置年月日

別表2のとおり

ウ 使用時間間隔及び1日当たりの使用時間

- 終日
- エ 使用の季節的変動
なし
- オ 使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の1日当たりの通常量及び最大量
別表3のとおり
- (5) その他参考となる事項
特定施設から排出される汚水は、活性汚泥処理装置で処理された後に、加圧浮上処理装置で処理される。

2 縦覧等の期間及び場所

- (1) 期間
平成26年 6月27日から平成26年 7月18日まで
- (2) 場所
関係書類を京都府山城北保健所及び京都府文化環境部環境・エネルギー局環境管理課において縦覧に供する。
なお、宇治市役所においてその書類を閲覧することができる。

別表 1

項目 区分	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値						汚水等 の 量
	p H	B O D	C O D	浮 遊 物 質 量	窒 素	りん 磷	
通 常	7	mg/ℓ 120	mg/ℓ 85	mg/ℓ 6	mg/ℓ 15	mg/ℓ 30	㎥/日 15.3
最 大	6	140	100	13	20	40	15.3

別表 2

種 類	構 造	能 力	処 理 の 方 法	設 置 年 月 日
活性汚泥処理装置	鉄筋コンクリート製	700㎥/日	土壌菌培養式活性汚泥処理方式	昭和57年 6月 5日
加圧浮上処理装置	ステンレス製	510㎥/日	沈殿槽上澄液用加圧浮上処理方式	平成10年10月30日

別表3

項目 区分		排出水の汚染状態の値									汚水等の量		
		pH	BOD	COD	浮遊物質	窒素	りん	油分	マンガン	ほう素			
活性汚泥装置	通常	処理前	6.5~7.5	mg/ℓ 547	mg/ℓ 286	mg/ℓ 41.7	mg/ℓ 51.0	mg/ℓ 20.2	mg/ℓ 5以下	mg/ℓ 0.1以下	mg/ℓ 4.83	m ³ /日 480	
		処理後	6.5~7.5	27.4	14.3	24.7	20.3	20.2	5以下	0.1以下	4.83	480	
	最大	処理前	6~8	890	758	98	74	30	5	0.1	12.9	510	
		処理後	6~8	61.9	52.2	48	35	30	5	0.1	12.9	510	
	加圧浮上処理装置	通常	処理前	6.5~7.5	27.4	14.3	24.7	20.3	20.2	5以下	0.1以下	4.83	480
			処理後	6.5~7.5	18.1	8.8	16.3	20.3	14.9	5以下	0.1以下	4.83	480
最大		処理前	6~8	61.9	52.2	48	35	30	5	0.1	12.9	510	
		処理後	6~8	44.9	37.4	30	35	22.9	5	0.1	12.9	510	



京都府告示第351号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成26年 6月27日

京都府知事 山田 啓二

医療機関の名称	所在地	開設者名	指定年月日
医療法人社団 神野医院 じんのクリニック	宇治市六地藏町並39	医療法人社団 神野医院	平 25.12.1
あそかビハーク病院	城陽市奈島下ノ畔3の3	一般財団法人 大日本仏教慈善会財団	26.4.1

市立舞鶴市民病院	舞鶴市宇倉谷1350の11	舞鶴市長	26.5.1
水野眼科	向日市寺戸町八ノ坪122 洛西ロクリニックビル 1F	水野 秀信	〃
医療法人社団 片岡診療所	長岡京市今里西ノ口18の5	医療法人社団 片岡診療所	〃
あらが湾岸クリニック	舞鶴市宇浜2001の4	荒賀 茂	26.6.1
ひろかわクリニック	宇治市宇治妙楽24の1 ミツダビル4F	広川 慶裕	〃
馬場診療所	長岡京市今里西ノ口7の1	馬場 慎司	〃
寺戸町森本歯科医院	向日市寺戸町二枚田13の65 オークハイツ1F	森本 隆道	26.4.1

梅村歯科医院	城陽市長池北清水32	竹村 眞理	26. 4. 17
こやま歯科医院	向日市寺戸町東田中瀬11の4	小山 浩明	26. 6. 1
駅前調剤薬局	綾部市大島町二反田7の18	株式会社オズ・インターナショナル	26. 5. 1
クオール薬局舞鶴矢之助店	舞鶴市矢之助町32の9	クオール株式会社	26. 6. 1



京都府告示第352号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があった。

平成26年 6月27日

京都府知事 山 田 啓 二

医療機関の名称	所在地	開設者名	廃止年月日
財団法人大日本仏教慈善会財団あそか第2診療所	城陽市奈島下ノ畔3の3	財団法人大日本仏教慈善会財団	平 26. 3. 31
市立舞鶴市民病院	舞鶴市字溝尻150の11	舞鶴市長	26. 4. 29
西堀診療所	宇治市五ヶ庄折坂63の2 ラポート折坂1F	西堀 秀嗣	26. 4. 30
医療法人社団片岡診療所	長岡京市今里西ノ口7の1	医療法人社団片岡診療所	〃
寺戸町歯科医院	向日市寺戸町二枚田13の65 オークハイツ1F	古森 亜理	26. 3. 31
梅村歯科医院	城陽市長池北清水32	梅村 泰一	26. 4. 16
仕合歯科・矯正歯科仮診療所	亀岡市旅籠町26の3	仕合 邦雄	26. 4. 29
駅前調剤薬局	綾部市大島町二反田7の18	隈野 政美	26. 4. 30



京都府告示第353号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から再開の届出があった。

平成26年 6月27日

京都府知事 山 田 啓 二

医療機関の名称	所在地	開設者名	再開年月日
仕合歯科・矯正歯科	亀岡市旅籠町28の2	仕合 邦雄	平 26. 4. 30



京都府告示第354号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条の規定により、次のとおり指定医療機関から辞退の届出があった。

平成26年 6月27日

京都府知事 山 田 啓 二

医療機関の名称	所在地	開設者名	辞退年月日
こやま歯科医院	宇治市木幡南山畑36の22	小山 和彦	平 26. 6. 30



京都府告示第355号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により、指定施術者を次のとおり指定した。

平成26年 6月27日

京都府知事 山 田 啓 二

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
芦田 陽介	丹後総合施術所	宮津市字万町614	平 26. 5. 15
瀧本 達哉	六地藏整骨院	宇治市木幡御園5の50	26. 5. 21



京都府告示第356号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成26年 6月27日

京都府知事 山 田 啓 二

申請者	サービスの種類	事業所の名称	所在地	指定年月日
株式会社プラトーカー センター	通所介護	デイサービスプラトーあやべ	綾部市高津町1の5	平 26. 4. 1
〃	介護予防通所介護	〃	〃	〃
医療法人社団神野医院	訪問看護	医療法人社団神野医院じんのクリニック	宇治市六地藏町並39	25. 12. 1
〃	訪問リハビリテーション	〃	〃	〃
〃	居宅療養管理指導	〃	〃	〃
〃	介護予防訪問看護	〃	〃	〃
〃	介護予防訪問リハビリテーション	〃	〃	〃
〃	介護予防居宅療養管理指導	〃	〃	〃
クラフト株式会社	居宅療養管理指導	さくら薬局京都宇治駅前店	宇治市宇治里尻36の39	26. 4. 1
〃	介護予防居宅療養管理指導	〃	〃	〃
株式会社スマイルハート	訪問介護	あさがお介護事業所	亀岡市篠町森下宮の谷6の46	26. 5. 1
〃	訪問入浴介護	〃	〃	〃
〃	介護予防訪問介護	〃	〃	〃
〃	介護予防訪問入浴介護	〃	〃	〃
森本 隆道	居宅療養管理指導	寺戸町森本歯科医院	向日市寺戸町二枚田13の65 オークハイツ1F	26. 4. 1
〃	介護予防居宅療養管理指導	〃	〃	〃
株式会社Beans	通所介護	ビーンズリハビリデイサービス	向日市上植野町北淀井5の12	26. 5. 22
〃	介護予防通所介護	〃	〃	〃
医療法人社団片岡診療所	訪問看護	医療法人社団片岡診療所	長岡京市今里西ノ口18の5	26. 5. 1
〃	居宅療養管理指導	〃	〃	〃
〃	介護予防訪問看護	〃	〃	〃
〃	介護予防居宅療養管理指導	〃	〃	〃
株式会社ニチイ学館	居宅介護支援	ニチイケアセンター京都八幡	八幡市八幡土井29 第3オクセビル1F	〃

京都府告示第357号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関から変更の届出があった。

平成26年 6月27日

京都府知事 山 田 啓 二

申請者	サービスの種類	事業所の名称	所在地	変更年月日
守谷 佳樹	居宅療養管理指導・ 介護予防居宅療養管理指導	新 もりたに歯科口腔医院	綾部市中ノ町2丁目29	平 25. 10. 1
		旧 守谷歯科医院		
新 株式会社エムコム ホールディングス	〃	サンアイ調剤薬局宇治店	宇治市宇治里尻22の4 勝田ビル 1F	26. 2. 1
旧 株式会社エムコム				
新 医療法人金下歯科 ・矯正歯科医院	〃	新 医療法人金下歯科・矯正歯科医院	官津市字新浜1952	26. 2. 24
旧 医療法人金下歯科 医院		旧 医療法人金下歯科医院		
株式会社フロンティア	〃	新 フロンティア薬局八木店	南丹市八木町八木上野25の5	25. 10. 1
		旧 ワタキュー薬局やぎ店		

京都府告示第358号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関から廃止の届出があった。

平成26年 6月27日

京都府知事 山 田 啓 二

申請者	サービスの種類	事業所の名称	所在地	廃止年月日
株式会社サン総合情報 センター	居宅療養管理指導・ 介護予防居宅療養管理指導	寺山薬局	宇治市広野町寺山105の4	平 25. 12. 31
クラフト株式会社	〃	さくら薬局京都宇治駅前店	〃 宇治里尻20の5	26. 3. 31
医療法人福知会	訪問看護・訪問リハ ビリテーション・居 宅療養管理指導・介 護予防訪問看護・介 護予防訪問リハビリ テーション・介護予 防居宅療養管理指導	診療所「もみじヶ丘」	亀岡市追分町馬場通21の12	26. 1. 31
古森 亜理	居宅療養管理指導・ 介護予防居宅療養管理指導	寺戸町歯科医院	向日市寺戸町二枚田13の65 オー クハイツ1F	26. 3. 31

医療法人社団片岡診療所	訪問看護・居宅療養管理指導・介護予防訪問看護・介護予防居宅療養管理指導	医療法人社団片岡診療所	長岡京市今里西ノ口7の1	26. 4. 30
医療法人栄仁会	〃	栄仁会新田辺診療所	京田辺市河原食田10の23 福味ビル1F	26. 3. 23
医療法人弘部歯科医院	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	医療法人弘部歯科医院（仮診療所）	久世郡久御山町藤和田村西7の1	26. 6. 2



京都府告示第359号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第51条の規定により、次のとおり指定介護機関から辞退の届出があった。

平成26年 6月27日

京都府知事 山 田 啓 二

申請者	サービスの種類	事業所の名称	所在地	辞退年月日
小山 和彦	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	こやま歯科医院	宇治市木幡南山畑36の22	平 26. 6. 30



京都府告示第360号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成26年 6月27日

京都府知事 山 田 啓 二

医療機関の名称	所在地	開設者名	指定年月日
医療法人社団神野医院じんのクリニック	宇治市六地藏町並39	医療法人社団神野医院	平 25. 12. 1
あそかピハラー病院	城陽市奈島下ノ畔3の3	一般財団法人大日本仏教慈善会財団	26. 4. 1
市立舞鶴市民病院	舞鶴市字倉谷1350の11	舞鶴市長	26. 5. 1
水野眼科	向日市寺戸町八ノ坪122 洛西ロククリニックビル1F	水野 秀信	〃
医療法人社団片岡診療所	長岡京市今里西ノ口18の5	医療法人社団片岡診療所	〃

あらが湾岸クリニック	舞鶴市宇浜2001の4	荒賀 茂	26. 6. 1
ひろかわクリニック	宇治市宇治妙楽24の1 ミツダビル4F	広川 慶裕	〃
馬場診療所	長岡京市今里西ノ口7の1	馬場 慎司	〃
寺戸町森本歯科医院	向日市寺戸町二枚田13の65 オークハイツ1F	森本 隆道	26. 4. 1
梅村歯科医院	城陽市長池北清水32	竹村 眞理	26. 4. 17
こやま歯科医院	向日市寺戸町東田中瀬11の4	小山 浩明	26. 6. 1
駅前調剤薬局	綾部市大畠町二反田7の18	株式会社オズ・インターナショナル	26. 5. 1
クオール薬局舞鶴矢之助店	舞鶴市矢之助町32の9	クオール株式会社	26. 6. 1



京都府告示第361号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があった。

平成26年 6月27日

京都府知事 山 田 啓 二

医療機関の名称	所在地	開設者名	廃止年月日
財団法人大日本仏教慈善会財団あそか第2診療所	城陽市奈島下ノ畔3の3	財団法人大日本仏教慈善会財団	平 26. 3. 31
市立舞鶴市民病院	舞鶴市字溝尻150の11	舞鶴市長	26. 4. 29
西堀診療所	宇治市五ヶ庄折坂63の2 レポート折坂1F	西堀 秀嗣	26. 4. 30
医療法人社団片岡診療所	長岡京市今里西ノ口7の1	医療法人社団片岡診療所	〃
寺戸町歯科医院	向日市寺戸町二枚田13の65 オークハイツ1F	古森 亜理	26. 3. 31
梅村歯科医院	城陽市長池北清水32	梅村 泰一	26. 4. 16
仕合歯科・矯正歯科仮診療所	亀岡市旅籠町26の3	仕合 邦雄	26. 4. 29
駅前調剤薬局	綾部市大島町二反田7の18	隈野 政美	26. 4. 30

京都府告示第362号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から再開の届出があった。

平成26年 6月27日

京都府知事 山 田 啓 二

京都府告示第365号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

医療機関の名称	所在地	開設者名	再開年月日
仕合歯科・矯正歯科	亀岡市旅籠町28の2	仕合 邦雄	平 26. 4. 30

京都府告示第363号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条の規定により、次のとおり指定医療機関から辞退の届出があった。

平成26年 6月27日

京都府知事 山 田 啓 二

医療機関の名称	所在地	開設者名	辞退年月日
こやま歯科医院	宇治市木幡南山畑36の22	小山 和彦	平 26. 6. 30

京都府告示第364号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により、指定施術者を次のとおり指定した。

平成26年 6月27日

京都府知事 山 田 啓 二

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
芦田 陽介	丹後総合施術所	宮津市宇万町614	平 26. 5. 15
濱本 達哉	六地藏整骨院	宇治市木幡御園5の50	26. 5. 21

平成26年 6月27日

京都府知事 山 田 啓 二

申請者	サービスの種類	事業所の名称	所在地	指 定 年月日
株式会社プラトーカー センター	通所介護	デイサービスプラトーカーあやべ	綾部市高津町1の5	平 26. 4. 1
〃	介護予防通所介護	〃	〃	〃
医療法人社団神野医院	訪問看護	医療法人社団神野医院じんのクリニック	宇治市六地藏町並39	25.12. 1
〃	訪問リハビリテー ション	〃	〃	〃
〃	居宅療養管理指導	〃	〃	〃
〃	介護予防訪問看護	〃	〃	〃
〃	介護予防訪問リハ ビリテーション	〃	〃	〃
〃	介護予防居宅療養 管理指導	〃	〃	〃
クラフト株式会社	居宅療養管理指導	さくら薬局京都宇治駅前店	宇治市宇治里尻36の39	26. 4. 1
〃	介護予防居宅療養 管理指導	〃	〃	〃
株式会社スマイルハ ート	訪問介護	あさがお介護事業所	亀岡市篠町森下宮の谷6の46	26. 5. 1
〃	訪問入浴介護	〃	〃	〃
〃	介護予防訪問介護	〃	〃	〃
〃	介護予防訪問入浴 介護	〃	〃	〃
森本 隆道	居宅療養管理指導	寺戸町森本歯科医院	向日市寺戸町二枚田13の65 オ ークハイツ1F	26. 4. 1
〃	介護予防居宅療養 管理指導	〃	〃	〃
株式会社B e a n s	通所介護	ビーンズリハビリデイサービス	向日市上植野町北淀井5の12	26. 5. 22
〃	介護予防通所介護	〃	〃	〃
医療法人社団片岡診療 所	訪問看護	医療法人社団片岡診療所	長岡京市今里西ノ口18の5	26. 5. 1
〃	居宅療養管理指導	〃	〃	〃
〃	介護予防訪問看護	〃	〃	〃
〃	介護予防居宅療養 管理指導	〃	〃	〃
株式会社ニチイ学館	居宅介護支援	ニチイケアセンター京都八幡	八幡市八幡土井29 第3オクセ ビル1F	〃

京都府告示第366号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関から変更の届出があった。

平成26年 6月27日

京都府知事 山 田 啓 二

申請者	サービスの種類	事業所の名称	所在地	変更年月日
守谷 佳樹	居宅療養管理指導・ 介護予防居宅療養管理指導	新 もりたに歯科口腔医院	綾部市中ノ町2丁目29	平 25.10.1
		旧 守谷歯科医院		
新 株式会社エムコム ホールディングス	〃	サンアイ調剤薬局宇治店	宇治市宇治里尻22の4 勝田ビル 1F	26.2.1
旧 株式会社エムコム				
新 医療法人金下歯科 ・矯正歯科医院	〃	新 医療法人金下歯科・矯正歯科医院	宮津市宇新浜1952	26.2.24
旧 医療法人金下歯科 医院		旧 医療法人金下歯科医院		
株式会社フロンティア	〃	新 フロンティア薬局八木店	南丹市八木町八木上野25の5	25.10.1
		旧 ワタキュー薬局やぎ店		

京都府告示第367号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関から廃止の届出があった。

平成26年 6月27日

京都府知事 山 田 啓 二

申請者	サービスの種類	事業所の名称	所在地	廃止年月日
株式会社サン総合情報 センター	居宅療養管理指導・ 介護予防居宅療養管理指導	寺山薬局	宇治市広野町寺山105の4	平 25.12.31
クラフト株式会社	〃	さくら薬局京都宇治駅前店	〃 宇治里尻20の5	26.3.31
医療法人福知会	訪問看護・訪問リハ ビリテーション・居 宅療養管理指導・介 護予防訪問看護・介 護予防訪問リハビリ テーション・介護予 防居宅療養管理指導	診療所「もみじヶ丘」	亀岡市追分町馬場通21の12	26.1.31

古森 亜理	居宅療養管理指導・ 介護予防居宅療養管理指導	寺戸町歯科医院	向日市寺戸町二枚田13の65 オーク クハイツ1F	26. 3. 31
医療法人社団片岡診療所	訪問看護・居宅療養 管理指導・介護予防 訪問看護・介護予防 居宅療養管理指導	医療法人社団片岡診療所	長岡京市今里西ノ口7の1	26. 4. 30
医療法人栄仁会	〃	栄仁会新田辺診療所	京田辺市河原食田10の23 福味ビル 1F	26. 3. 23
医療法人弘部歯科医院	居宅療養管理指導・ 介護予防居宅療養管理指導	医療法人弘部歯科医院（仮診療所）	久世郡久御山町藤和田村西7の1	26. 6. 2



京都府告示第368号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第51条の規定により、次のとおり指定介護機関から辞退の届出があった。

平成26年 6月27日

京都府知事 山 田 啓 二

申請者	サービスの種類	事業所の名称	所在地	辞退年月日
小山 和彦	居宅療養管理指導・ 介護予防居宅療養管理指導	こやま歯科医院	宇治市木幡南山畑36の22	平 26. 6. 30



京都府告示第369号

地域福祉振興事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成26年 6月27日

京都府知事 山 田 啓 二

地域福祉振興事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

地域福祉振興事業補助金交付要綱（昭和55年京都府告示第871号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「地域資源・人材育成支援事業実施要領」を「生涯現役活躍支援事業実施要領」に改める。

附 則

この告示は、平成26年 6月27日から施行し、この告示による改正後の地域福祉振興事業補助金交付要綱の規定は、平成26年度分の補助金から適用する。

京都府告示第370号

平成26年度から平成31年度までにおける京都府立洛南病院看護服賃貸借業務に係る一般競争入札（以下「一般競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「参加資格」という。）及び参加資格の審査（以下「資格審査」という。）の申請の時期、方法等を次のとおり定めた。

平成26年 6月27日

京都府知事 山 田 啓 二

- 1 調達する物品等又は役務の種類
京都府立洛南病院看護服賃貸借業務
- 2 一般競争入札に参加することができない者
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条

の4の規定に該当する者

3 一般競争入札に参加する者に必要な資格

一般競争入札に参加することができる者は、次の(1)から(6)までのいずれにも該当しない者で、4に掲げる資格審査の項目について審査し、合格と判定されたものとする。

- (1) 府税、消費税又は地方消費税を滞納している者
- (2) 審査基準日(一般競争入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)の提出期間の属する年度の4月1日をいう。以下同じ。)において、直前2営業年度以上の営業実績を有しない者
- (3) 申請書又は添付資料に、故意に虚偽の事実を記載した者

(4) 次の条件を全て満たすと認められる者以外の者
 ア 京都府の「平成25・26・27年度物品の製造の請負及び物品の買入れ関係競争入札参加資格者名簿」の「洗濯」及び「繊維製品」に登録されていること。

イ 病床数がおおむね200床以上の病院で、賃貸借物品に定める業務内容がほぼ同じである契約を締結し、平成24年4月1日以降において12箇月以上継続して履行した実績を有すること。

ウ 京都府内に本社、営業所等のいずれかを設置していること。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)に該当するほか、次のいずれかに該当する者(その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。)
 ア 法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)

イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

(6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者(その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。)

4 資格審査の項目

3の一般競争入札に参加する者に必要な資格を有するかの確認

5 資格審査の申請手続

資格審査を受けようとする者は、京都府立洛南病院長(以下「院長」という。)に申請書を提出し、参加資格の有無について認定を受けなければならない。

なお、提出した申請書に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 申請書の交付期間等

ア 交付期間

平成26年6月30日(月)から平成26年7月9日(水)までの間(日曜日及び土曜日を除く。)

イ 交付場所

〒611-0011 宇治市五ヶ庄広岡谷2番地
 京都府立洛南病院事務部会計課
 電話番号(0774)32-5900(代表)

ウ 交付方法

(ア) 直接交付を受ける場合

交付期間中の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に来院すること。

(イ) 郵送により交付を受ける場合

交付場所宛てに返信用切手140円分を添付の上、送付先を明記した角形2号封筒を同封の上、申し込むこと。

(2) 申請書の提出期間等

ア 提出期間

平成26年6月30日(月)から平成26年7月10日(木)までの間(日曜日及び土曜日を除く。)

イ 提出場所

(1)のイに同じ。

ウ 提出方法

提出期間中の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に提出すること。

(3) 添付資料

申請書には、次に掲げる資料を添付しなければならない。

ア 府税、消費税又は地方消費税の納税証明書

イ 法人にあつては審査基準日の直前2営業年度分に係る財務諸表(貸借対照表及び損益計算書)、個人にあつては審査基準日の直前2営業年度分に係る所得税の確定申告書の写し

ウ 3の(4)に該当しないことを証明する書類

エ 3の(5)及び(6)に該当しない旨の誓約書

オ 権限を営業所長等に委任する場合には、委任状

(4) 資料等の提出

申請書及び添付資料(以下「申請書等」という。)を提出した者に対し、資格審査の公平を図るため、申請書等の記載事項を証明する資料等の提出を求められることがある。

(5) 提出書類の作成に用いる言語

提出書類は、日本語及び日本国通貨で作成するものとする。なお、外国貨幣を換算する場合については、出納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令第95号)第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(6) その他

提出書類の作成に要する経費は提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

6 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、申請書を提出した者に文書で通知する。

7 参加資格を有する者の名簿への登載

資格審査の結果、参加資格があると認定された者は、京都府立洛南病院看護服貸借業務に係る一般競争入札参加資格認定名簿に登載される。

8 参加資格の有効期間

参加資格の有効期間は、6による資格審査の結果を通知した日の翌日から平成27年3月31日までとする。

9 変更届

申請書を提出した者（7の名簿に登載されなかった者を除く。）は、次に掲げる事項のいずれかに変更があったときは、直ちに一般競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届により当該変更に係る事項を院長に届け出なければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 法人の所在地
- (3) 営業所等の名称又は所在地
- (4) 法人にあっては代表者の氏名、個人にあってはその者の氏名

10 参加資格の承継

(1) 参加資格を有する者が、次のアからエまでのいずれかに該当するに至った場合においては、それぞれに掲げる者（2並びに3の(1)、(5)及び(6)に該当する者を除く。）は、その者が営業の同一性を失うことなく引き続き当該営業を行うことができると院長が認めたときに限り、その参加資格を承継することができる。

ア 個人が死亡したときは、その相続人

イ 個人が老齢、疾病等により営業に従事することができなくなったときは、その2親等内の血族、配偶者又は生計を一にする同居の親族

ウ 個人が法人を設立したときは、その法人

エ 法人が合併又は分割したときは、合併後存続する法人若しくは合併によって設立する法人又は分割によって営業を承継した法人

(2) (1)により参加資格を承継しようとする者は、一般競争入札参加資格承継審査申請書（以下「資格承継審査申請書」という。）及び当該承継に係る事由を証する書類その他院長が必要と認める書類を提出しなければならない。

(3) (2)により資格承継審査申請書の提出があったときは、参加資格の承継の適否を審査し、その結果を当該資格承継審査申請書を提出した者に文書で通知する。

11 参加資格の取消し

(1) 参加資格を有する者が、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ないものに該当するに至ったときは、その資格を取り消

す。

(2) 参加資格を有する者が、次のアからカまでのいずれかに該当すると認められるときは、その者についてその資格を取り消し、3年間競争入札に参加させないことがある。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

ア 契約の履行に当たり、故意に内容の粗雑なものを提供し、又は業務内容、数量等に関して不正の行為をしたとき。

イ 競争入札において、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。

カ アからオまでのいずれかに該当すると認められたことによりその資格を取り消され、競争入札に参加することができないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

(3) (1)又は(2)により参加資格を取り消したときは、その者に文書で通知する。

12 その他

- (1) 一般競争入札の公告
京都府公報により公告する。
- (2) 問合せ先
5の(1)のイに同じ。

京都府告示第371号

京都府海洋生物資源の保存と管理に関する計画（平成9年京都府告示第792号）の一部を平成26年6月16日次のように変更した。

平成26年6月27日

京都府知事 山 田 啓 二

2 中

まあじ	平成26年1月から12月まで	若干
まいわし	平成26年1月から12月まで	若干
まさば及び ごまさば	平成26年7月から平成27年6月まで	
ずわいがに	平成26年7月から平成27年6月まで	

まさば及びごまさば並びにずわいがにについては、管理対象となる期間が開始する前までに設定する。」

を

「まあじ	平成26年1月から12月まで	若干
まいわし	平成26年1月から12月まで	若干
まさば及び ごまさば	平成26年7月から平成27年6月まで	若干
ずわいがに	平成26年7月から平成27年6月まで	83トン

に改める。



京都府告示第372号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、平成26年6月27日から平成26年7月11日まで縦覧に供する。

平成26年6月27日

京都府知事 山 田 啓 二

- 1(1) 道路の種類 一般国道
- (2) 路 線 名 175号
- (3) 道路の区域

区 間	変更前後別	敷地の幅員	延 長
福知山市大江町北有路小字大安寺3313から	前	m	793.1
福知山市大江町北有路小字五日市777の1を経て		最小 8.2 最大 17.1	
福知山市大江町北有路小字休石515まで			
福知山市大江町北有路小字大安寺3313から	後	最小 8.2 最大 17.1	793.1
福知山市大江町北有路小字五日市777の1を経て			
福知山市大江町北有路小字休石515まで			
福知山市大江町北有路小字大安寺3313から	後	最小 16.2 最大 36.0	811.6
福知山市大江町北有路小字五日市770の1を経て			
福知山市大江町北有路小字休石515まで			

(4) 縦 覧 場 所 京都府中丹西土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

- 2(1) 道路の種類 府道
- (2) 路 線 名 王子並河線
- (3) 道路の区域

区 間	変更前後別	敷地の幅員	延 長
亀岡市本町73の1から	前	最小 4.9 ^m 最大 5.9	25.8
		後	

(4) 縦 覧 場 所 京都府南丹土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

- 3(1) 道路の種類 府道
- (2) 路 線 名 東掛小林線
- (3) 道路の区域

区 間	変更前後別	敷地の幅員	延 長
亀岡市曾我部町南条南荒水代1の2から	前	最小 14.5 ^m 最大 20.6	43.5
		後	

(4) 縦 覧 場 所 京都府南丹土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課



京都府告示第373号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、平成26年6月27日から平成26年7月11日まで縦覧に供する。

平成26年6月27日

京都府知事 山 田 啓 二

- 1(1) 道路の種類 一般国道
- (2) 路 線 名 423号
- (3) 供用開始の区間及び期日

区 間	期 日
亀岡市曾我部町南条中荒水代22の5から 亀岡市曾我部町南条上河原41の1まで	平成26年6月27日

(4) 縦 覧 場 所 京都府南丹土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

- 2(1) 道路の種類 府道
- (2) 路 線 名 王子並河線
- (3) 供用開始の区間及び期日

区 間	期 日
亀岡市本町73の1から 亀岡市内丸町4の30まで	平成26年 6月27日

(4) 縦 覧 場 所 京都府南丹土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

3(1) 道路の種類 府道

(2) 路 線 名 東掛小林線

(3) 供用開始の区間及び期日

区 間	期 日
亀岡市曾我部町南条上河原54の3から 亀岡市曾我部町南条中荒水代4の2まで	平成26年 6月27日

(4) 縦 覧 場 所 京都府南丹土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課



京都府告示第374号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域に指定する。

なお、「次の図」は、省略し、その図面を次の縦覧場所において縦覧に供する。

平成26年 6月27日

京都府知事 山 田 啓 二

1 区域

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
みわ1(ま 506-2)	福知山市三和町みわ	次の図のとおり	土石流
みわ2(ま 506-3)	〃	〃	〃
みわ3(ま 506-4)	〃	〃	〃
みわ4(ま 506-5)	〃	〃	〃
千束C(ま 2053-6)	福知山市三和町千束	〃	急傾斜地の崩壊

2 縦覧場所 京都府建設交通部砂防課及び京都府中丹西土木事務所



京都府告示第375号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域に指定する。

なお、「次の図」は、省略し、その図面を次の縦覧場所において縦覧に供する。

おって、次の縦覧場所においてその図面を閲覧することができる。

平成26年 6月27日

京都府知事 山 田 啓 二

1 区域

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	衝撃に関する事項
みわ2(ま 506-3)	福知山市三和町みわ	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
みわ4(ま 506-5)	〃	〃	〃	〃
千束C(ま 2053-6)	福知山市三和町千束	〃	急傾斜地の崩壊	〃

- 2 縦覧場所 京都府建設交通部砂防課及び京都府中丹西土木事務所
- 3 閲覧場所 福知山市役所

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、定款変更認証の申請があったので、その関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成26年 6月27日

京都府知事 山 田 啓 二

1 定款変更認証申請を行った特定非営利活動法人の概要

- (1) 名称
特定非営利活動法人空援隊
- (2) 代表者の氏名
千葉 英也
- (3) 主たる事務所の所在地
京都市右京区西院安塚町12 プランニングバンクビル1F
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、戦後六十年以上に及んで未だに放置されている百万人以上の先の大戦による戦没者の御遺骨の現状を、広く一般に伝える為の情報発信や講演会活動等をはじめとして、御遺骨場所の徹底した調査及びその拠点整備及び回収作業、また一刻でも早く一体でも多くの御遺骨を日本に持ち帰るための枠組作りを行うことを活動の柱にし、国や所轄官庁である厚生労働省及び関係団体に御遺骨情報の相互提供や収集作業の協同を働きかけ、現地行政府等と協力しながら現地における埋葬等を通じて、戦没者の慰霊及び現地の人たちとの文化的な相互理解を図ると共に、人材育成事業等を進め、社会教育の推進並びに国際協力の活動に寄与することを目的とする。

- 2 申請年月日
平成26年 5月28日
- 3 縦覧場所
京都府府民生活部府民力推進課
- 4 縦覧期間
平成26年 6月9日から平成26年 8月11日まで

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

平成26年 6月27日

京都府知事 山 田 啓 二

1 入札に付する事項

- (1) 賃貸借物品の名称及び予定数量
ア 名称
京都府立洛南病院看護服 一式
イ 予定数量
135人分（1人当たり、上衣・ズボンの合計8枚）
- (2) 賃貸借物品の特質等
入札説明書及び仕様書による。
- (3) 賃貸借期間
平成27年 1月1日から平成31年12月31日まで
- (4) 納入場所
京都府立洛南病院

2 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等
〒611-0011 宇治市五ヶ庄広岡谷2番地
京都府立洛南病院事務部会計課
電話番号（0774）32-5900（代表）
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間等
ア 交付期間
平成26年 6月30日（月）から平成26年 7月9日（水）までの間（日曜日及び土曜日を除く。）
イ 交付場所
(1)に同じ。
ウ 交付方法
交付期間中の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に来院すること。
- (3) 入札説明会の日時及び場所

- ア 日時
平成26年 7月3日（木）午前10時から
- イ 場所
宇治市五ヶ庄広岡谷2番地
京都府立洛南病院本館3階研修室

3 入札に参加する者に必要な資格

- 入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。
- (1) 京都府立洛南病院看護服賃貸借業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等を定める告示（平成26年京都府告示第370号。以下「資格告示」という。）に定める入札参加資格認定名簿に登録されている者であること。
 - (2) 一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。

4 入札参加資格審査の申請

入札に参加しようとする者は、資格告示に基づき申請手続を行うこと。

なお、申請書の入手先及び提出先並びに申請に関する問合せ先は、2の(1)に同じとする。

5 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時、場所等

ア 日時

平成26年 7月30日（水）午前10時

イ 場所

宇治市五ヶ庄広岡谷 2番地
京都府立洛南病院本館 2階会議室

(2) 入札の方法

持参によることとし、郵送及び電送による入札は認めない。

(3) 入札書に記載する金額

ア 入札書に記載する金額は、着用者 1人当たり 1箇月の賃貸借料（以下「単価」という。）に予定数量を乗じて60倍した金額とし、運送費等納入場所渡しに要する一切の諸経費を含めるものとする。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 8に相当する額を加算した金額（1円未満の端数は切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 賃貸借契約は消費税等込みの単価契約とするので、消費税等込みの単価に小数点以下の端数がある場合は、小数点第一位までとし第二位以下は切り捨てるものとする。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 3に掲げる資格のない者のした入札

イ 申請書に虚偽の記載をした者のした入札

ウ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した入札

(5) 落札者の決定方法

京都府会計規則（昭和52年京都府規則第 6号。以下「規則」という。）第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(7) 契約書作成の要否

要する。

6 入札保証金

免除する。ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の 5相当額の違約金を落札者から徴収する。

7 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保

証金を、契約締結と同時に納付しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第159条第 2項第 1号又は第 3号に該当する場合は、免除する。

8 その他

(1) この入札の実施については、1 から 7までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。

(2) 平成27年度以降の府の歳入歳出予定において、落札者に支払うべき賃借料が減額され、又は削除されたときは、契約を解除することがある。

(3) 詳細は、入札説明書による。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8条第 1項の規定により精華町から聴取した意見の概要は、次のとおりである。

平成26年 6月27日

京都府知事 山 田 啓 二

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アピタタウンけいはんな
相楽郡精華町精華台 9丁目 2番地 4

2 届出者の名称及び住所

ユニー株式会社
稲沢市天池五反田町 1番地

3 意見の対象となった届出及び届出日

大規模小売店舗立地法第 6条第 1項の規定による変更の届出
平成26年 1月31日

4 意見の概要

特に意見を有しない。

5 縦覧場所

京都府山城広域振興局農林商工部商工労働観光室及び京都府商工労働観光部商業・経営支援課

6 縦覧期間

平成26年 6月27日から平成26年 7月28日まで

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「法」という。）第30条の規定により、平成26年度職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。

平成26年 6月27日

京都府知事 山 田 啓 二

1 試験を実施する職種

(1) 学科試験のみ実施する職種

和裁科

(2) 学科試験のうち指導方法のみ実施する職種

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号。以下「規則」という。）別表第11に掲げる免許職種のうち、和裁科を除く全職種

2 試験の科目

免許職種	試験の科目
和 裁 科	〔学科試験〕 1 指導方法（職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導、職業訓練関係法規） 2 関連学科 (1) 系基礎学科 ア 裁縫知識（裁縫工程、裁縫用具、見積り） イ 縫製法（縫製法、縫製用材料） ウ 安全衛生（安全管理、衛生管理） (2) 専攻学科 ア 和裁法（裁縫工程、和服の種類、裁縫法） イ 被服学（被服史、被服論、被服科学、服装美学）
1の(2)に規定する職種	指導方法（職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導、職業訓練関係法規）

3 試験の免除

実技試験又は学科試験において、試験の全部又は一部の免除を受けることができる者は、次のとおりである。

免除を受けることができる者	免除の範囲
免許職種に関し、一級の技能検定又は単一等級の技能検定に合格した者	実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科
免許職種に関し、二級の技能検定に合格した者	実技試験の全部
職業訓練指導員免許を受けた者	学科試験のうち指導方法及び関連学科の系基礎学科（当該免許職種に係る職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。）
免許職種に関し、職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者	実技試験の全部
職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者	学科試験のうち指導方法
免許職種に関し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科（フォークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあっては、学科試験のうち関連学科）に合格した者	学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科（フォークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあっては、学科試験のうち関連学科）
職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科に合格した者	学科試験のうち関連学科の系基礎学科（当該職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。）

短期養成課程の指導員養成訓練を修了し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学の長が認める者（法第30条第3項に定める職業訓練指導員試験を受けることができる者に限る。）	学科試験のうち指導方法
免許職種に関し、短期養成課程の指導員養成訓練を修了し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学の長が認める者（法第30条第3項に定める職業訓練指導員試験を受けることができる者に限る。）	学科試験のうち関連学科
免許職種に関し、短期養成課程の指導員養成訓練を修了し、職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学の長が認める者（法第30条第3項に定める職業訓練指導員試験を受けることができる者に限る。）	実技試験の全部
免許職種に関し、応用課程又は特定応用課程の高度職業訓練を修了した者	学科試験のうち関連学科
免許職種に関し、専門課程又は特定専門課程の高度職業訓練を修了した者	学科試験のうち関連学科
学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学又は高等専門学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者	学科試験のうち関連学科
規則別表第11の3の免許職種の欄に掲げる免許職種について同表の試験の免除を受けることができる者の欄に掲げる者	規則別表第11の3の免除の範囲の欄に掲げる試験

4 受験資格

(1) 次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができる。

- ア 法第44条第1項の規定による技能検定に合格した者
- イ 規則第45条の2第2項及び第3項に規定する者

(2) (1)に掲げる者であっても、次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができない。

- ア 成年被後見人又は被保佐人
- イ 禁錮以上の刑に処せられた者
- ウ 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から2年を経過しない者

5 試験日時

次のとおりとする。ただし、天候の悪化等により災害に関する警報が発令され、試験の実施が困難となるおそれがあると事前に判断された場合は、試験の実施を平成26年9月13日（土）以降に順延することがある。

試験科目	試験日時
学科試験のうち指導方法	平成26年9月6日（土） 9：00～10：00
和裁科の関連学科	平成26年9月6日（土） 10：10～12：20

6 試験場所

京都府立京都高等技術専門学校（京都市伏見区竹田流池町121の3）

7 受験手続

(1) 受験申請書類

- ア 受験申請書、履歴書及び写真（申請前6箇月以内に撮影した正面・上半身・無帽の写真で、縦4センチメートル、横3センチメートルとし、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの2枚）
- イ 受験資格を証する書類（4の(1)のア又はイに該当する者であることを証するもの）
- ウ 試験の免除を受けようとする者は、3に掲げる者に該当することを証する書類

(2) 申請書類の提出方法

申請は提出先への持参又は郵送による。

郵送の場合は、簡易書留によることとし、封筒の表に「職業訓練指導員試験受験申請書在中」と朱書すること。
(提出先)

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府商工労働観光部労働・雇用政策課技能振興担当

(3) 申請書類の提出期間

平成26年7月15日(火)から平成26年8月15日(金)まで(日曜日、土曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで(平成26年8月15日消印有効)

(4) 受験手数料

次に掲げる額の京都府収入証紙により納付すること。

学科試験 3,100円

8 合否判定の基準

(1) 学科試験のうち指導方法並びに関連学科の系基礎学科及び専攻学科の全てについて、それぞれ6割以上の得点があり、かつ、学科試験の系基礎学科及び専攻学科の科目の全てについて、それぞれ5割以上の得点がある場合を合格とする。

(2) 学科試験のうち指導方法について6割以上の得点がある場合は、指導方法につき一部合格とする。

(3) 学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科について6割以上の得点があり、かつ、それぞれの学科の科目の全てについて、それぞれの5割以上の得点がある場合は、当該学科につき一部合格とする。

9 合格発表の方法

平成26年9月12日(金)に合格者の受験番号を府庁内の掲示板に掲出するほか、合格者宛て通知する。

10 その他

(1) 受験申請用紙は、京都府商工労働観光部労働・雇用政策課技能振興担当において交付する。

(2) 受験申請用紙の郵送を希望する者は、宛先を明記し、140円切手を貼り付けた返信用封筒(角形2号)を同封の上、京都府商工労働観光部労働・雇用政策課技能振興担当に送付すること。

(3) 試験に関する問合せは、京都府商工労働観光部労働・雇用政策課技能振興担当(電話075-414-5082)に行うこと。



京都府林地開発行為の手続に関する条例(平成23年京都府条例第25号)第3条の規定により、林地開発行為に係る事業計画書の提出があったので、その写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、事業計画書の内容について生活環境の保全の見地から意見を有する地域住民等は、意見書を知事に提出することができる。

平成26年6月27日

京都府知事 山田 啓二

1 林地開発行為をしようとする者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

株式会社スズキケンセツ
代表取締役 鈴木 貞雄
枚方市尊延寺4580番地の7

2 林地開発行為の目的

土砂の搬入(工事残土の埋立処分)

3 林地開発行為をしようとする区域

相楽郡精華町大字南稲八妻小字川原谷37番地ほか(次の図のとおり)

4 林地開発行為をしようとする区域の面積

8.7ヘクタール

5 期間

森林法(昭和26年法律第249号)第10条の2第1項

の規定による許可日から3年間

6 生活環境に影響が生じるおそれの有無
有

7 生活環境に影響が生じるおそれの種類、おそれがある範囲及びおそれを減じるための措置

おそれの種類	おそれがある範囲	おそれを減じるための措置
周辺道路の汚れ	相楽郡精華町南稲八妻及び東畑地内の一部に存する道路(次の図のとおり)	場内の車両出入口にタイヤ洗い場を設置する。
交通量の増加	〃	町道祝園東畑線の区間に関しては、時速30km以下で走行する。 車両の出入時間は、原則通学時間帯を外したものと、午後5時までとする。 出入口及び町道祝園東畑線の交差点に交通誘導員を配置する。 通学路の安全対策は、精華町教育委員会と詳細を協議し、これを定める。

騒音の発生	開発区域(盛土区域)周辺100m以内の地域(次の図のとおり)	緩衝帯として区域外周部に残置森林を設ける。 作業時間は、原則通学時間帯以後から午後6時までとする。
濁水の発生	相楽郡精華町南稲八妻地内の一部に存する範囲(次の図のとおり)	場内最下流部に沈砂池を設置し、場内の排水は沈砂池に集水し、泥を沈下させた後に場外へ排水する。 雨天時の作業を中止する。
河川水量の増加	〃	場内最下流部に調整池を設置し、場内の排水は調整池に集水し、流量調整後に場外へ排水する。 土砂を定期的に除去し、調整池の容量を確保する。

8 縦覧場所

- (1) 京都府山城広域振興局農林商工部森づくり推進室
宇治市宇治若森7の6
- (2) 京都府農林水産部森林保全課
京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
- (3) 精華町事業部産業振興課
相楽郡精華町大字南稲八妻小字北尻70
- (4) 株式会社スズキケンセツ
枚方市尊延寺4580番地の7

9 縦覧期間

平成26年 6月27日(金) から平成26年 7月28日(月) まで

10 意見書の提出期間及び提出先

- (1) 提出期間
平成26年 6月27日(金) から平成26年 8月11日(月) まで
- (2) 提出先
〒611-0021 宇治市宇治若森7の6
京都府山城広域振興局農林商工部森づくり推進室
(「次の図」は、省略し、その図面を8の場所において縦覧に供する。)



森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定により通知をする相手方の所在が不分明のため、同法第189条の規定により、その通知の内容を京都市役所に掲示し、その要旨を次のとおり公告する。

平成26年 6月27日

京都府知事 山 田 啓 二

- 1 通知の相手方の登録簿記載の住所及び氏名
京都市左京区花背別所町746番地
藤井 サト
京都市右京区京北比賀町宮ノ前17番地
庄 正英
京都市左京区鞍馬本町491番地
梁瀬 忠夫
住所の記載なし
廣畑 芳松
京都市左京区花背別所町767番地
藤井 益藏
京都市右京区太秦中筋町6番地
藤井 ふみ恵
京都市北区小山下板倉町29番地
安森 ソノ子
京都市西京区榎原蛸田町31番地の60
黒野 敬司
愛宕郡花脊村字別所3番戸
物部 六之助
京都市下京区五条通室町東入醍醐町270番地
由里 保
住所の記載なし
菅河 丈右衛門
住所の記載なし
橋本 與惣吉
住所の記載なし
内田 竹次郎
住所の記載なし
松島 弥吉
住所の記載なし
菅河 清兵衛
住所の記載なし
仲上 梅次郎
住所の記載なし
吹上 専太郎
住所の記載なし
段本 半次郎
住所の記載なし
吹上 半兵衛
住所の記載なし
和田 利右衛門
住所の記載なし
林 伸右衛門
住所の記載なし
畠 宗三郎
住所の記載なし
坂上谷 治左衛門
住所の記載なし
小倉 五郎左衛門
住所の記載なし

畠 善助
 住所の記載なし
 松島 佐兵衛
 住所の記載なし
 菅河 徳太郎
 住所の記載なし
 西 新次
 住所の記載なし
 西 嘉作
 住所の記載なし
 吉田 新次郎
 住所の記載なし
 菅河 嘉三郎
 住所の記載なし
 菅河 勝太郎
 住所の記載なし
 大江 治左エ門
 京都市上京区寺町通今出川上る四丁目西入毘沙門町
 461番地 ポセイドン 3 NW
 岸本 洋一
 高槻市成合東の町12番 1号
 岩 富治
 京都市右京区山ノ内西裏町14番地 6
 藤原 栄仁
 京都市北区大宮上ノ岸町17番地
 大東 敏寛
 北桑田郡京北町大字井戸小字オノ神21番地
 井口 熱
 京都市西京区嵐山東一川町17番地10
 中久保 祐二
 三島郡玉櫛村大字澤良宜東173番地
 川本 清三
 三島郡春日村大字奈良44番屋敷
 奇 二脩
 愛宕郡鞍馬村字二ノ瀬45番戸
 松本 平雄
 京都市左京区鞍馬二ノ瀬町18番地の 1
 松本 博行
 大津市比叡辻二丁目14番 1-A207号
 奥村 拓次郎

2 通知の趣旨

- (1) 農林水産大臣が、保安林の指定施業要件を変更したこと。
- (2) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所、指定された目的及び指定施業要件については、平成26年農林水産省告示第563号による。

公 安 委 員 会

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

平成26年 6月27日

京都府警察本部長 山下 史 雄

1 入札に付する事項

- (1) 印刷物の名称及び数量
保管場所標章 160,000枚
- (2) 印刷物の特質等
入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 納入期限

ア 平成26年 8月20日（水）

40,000枚

イ 平成26年10月31日（金）

120,000枚

(4) 納入場所

京都府警察本部交通部交通規制課

2 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒602-8550 京都市上京区下立売通釜座東入藪ノ内町85の 3、85の 4

京都府警察本部総務部会計課調度係

電話075-451-9111 内線2251

(2) 入札説明書及び仕様書の交付

ア 交付期間

平成26年 6月27日（金）から平成26年 7月11日（金）までの間（日曜日及び土曜日を除く。）

イ 交付場所

(1)に同じ。

ウ 交付方法

(ア) 直接交付を受ける場合

交付期間中の午前 9時から午後 5時までの間に交付する。

(イ) 郵送により交付を受ける場合

交付場所宛てに返信用切手250円分を同封の上、申し込むこと。

(3) 入札説明会の日時及び場所

ア 日時

平成26年 7月 3日（木）午後 2時30分から

イ 場所

京都市上京区下立売通釜座東入藪ノ内町85の 3、85の 4

京都府警察本部本館地下入札室

3 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加しようとする者は、次に掲げる条件を全

て満たさなければならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の製造の請負及び物品の買入れ等に係る競争入札の参加資格の審査等に関する要綱（昭和58年京都府告示第375号）に定める競争入札参加者の資格を有する者で、「一般印刷」又は「フォーム印刷」に登録されているものであること。

(3) 1の(1)の印刷物を納入期限までに確実に納入することができる者と認められる者であること。

(4) 一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。

(5) 印刷物の検査を日本国内において行うことができ、契約担当者の検査に応じ、品質等を保証することができる者であること。

4 入札参加資格の確認

入札に参加しようとする者は、入札説明書において示す確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）を次により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した確認申請書及び確認資料に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 提出期間等

ア 提出期間

2の(2)のイに同じ。

イ 提出場所

2の(1)に同じ。

ウ 提出方法

(ア) 持参により提出する場合

提出期間中の午前9時から午後5時までの間に提出すること。

(イ) 郵送により提出する場合

書留郵便で提出期間内に必着のこと。

(2) 確認通知

入札参加資格の確認結果は、別途通知する。

(3) その他

確認申請書及び確認資料の作成等に要する経費は、入札に参加しようとする者の負担とし、提出された書類は返却しない。

5 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

平成26年7月22日（火）午後2時

イ 場所

2の(3)のイに同じ。

(2) 入札の方法

持参によることとし、郵送又は電送による入札は認めない。

(3) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額

に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

なお、無効な入札をした者は、再度の入札に加わることはできない。

ア 3に掲げる入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

イ 確認申請書又は確認資料の提出をしなかった者のした入札

ウ 確認申請書又は確認資料に虚偽の記載をした者のした入札

エ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した入札

(5) 落札者の決定方法

京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(7) 契約書作成の要否

要する。

6 入札保証金

免除する。ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5に相当する額の違約金を落札者から徴収する。

7 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納付しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実に認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第159条第2項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

8 その他

(1) この入札の実施については、1から7までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。

(2) 詳細は、入札説明書による。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

なお、この入札に係る調達契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約である。

平成26年 6月27日

京都府警察本部長 山 下 史 雄

1 入札に付する事項

(1) 業務の名称及び数量

ア 交番等ネットワーク機器等（平成26年度）の賃貸借 一式

イ 運転免許技能試験用バスの賃貸借 一式

(2) 業務の仕様等

入札説明書及び仕様書のとおり

(3) 契約期間

ア (1)のアの業務

平成27年 1月 1日から平成31年12月31日までの間

イ (1)のイの業務

平成27年 2月 1日から平成33年 1月31日までの間

(4) 納入場所

京都府警察本部長が指定する場所

2 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒602-8550 京都市上京区下立売通釜座東入藪ノ内町85の3、85の4

京都府警察本部総務部会計課調度係

電話075-451-9111 内線2251

(2) 入札説明書及び仕様書の交付

ア 交付期間

平成26年 6月27日（金）から平成26年 7月25日（金）までの間（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

イ 交付場所

(1)に同じ。

ウ 交付方法

(ア) 直接交付を受ける場合

交付期間中の午前 9時から午後 5時までの間に交付する。

(イ) 郵送により交付を受ける場合

交付場所宛てに返信用切手250円分を同封の上、申し込むこと。

(3) 入札説明会の日時及び場所

ア 日時

(ア) 1の(1)のアの業務

平成26年 7月 3日（木）午後 2時から

(イ) 1の(1)のイの業務

平成26年 7月 3日（木）午後 2時15分から

イ 場所

京都市上京区下立売通釜座東入藪ノ内町85の3、85の4

京都府警察本部本館地下入札室

3 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加しようとする者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令が適用される平成26年度における物品の製造の請負及び物品の買入れ等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等を定める告示（平成26年京都府告示第21号）に定める競争入札参加者の資格を有する者で、「物品（レンタル・リース）」に登録されているものであること。

(3) 1の(1)の業務に応じ、それぞれの業務を契約期間中に確実に履行することができるものと認められる者であること。

(4) 一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。

(5) 契約締結後、保守、点検、修理その他アフターサービスについて、適切に対応することができる体制を整備している者であること。

4 入札参加資格の確認

入札に参加しようとする者は、入札説明書において示す確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）を次により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した確認申請書及び確認資料に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 提出期間等

ア 提出期間

2の(2)のイに同じ。

イ 提出場所

2の(1)に同じ。

ウ 提出方法

(ア) 持参により提出する場合

提出期間中の午前 9時から午後 5時までの間に提出すること。

(イ) 郵送により提出する場合

書留郵便で提出期間内に必着のこと。

(2) 確認通知

入札参加資格の確認結果は、別途通知する。

(3) その他

ア 確認申請書及び確認資料の作成等に要する経費は、入札に参加しようとする者の負担とし、提出された書類は返却しない。

イ 3の(2)の競争入札参加者の資格を有しない者で入札に参加しようとするものは、次により資格審査を受けることができる。

(ア) 資格審査申請書の提出期間

平成26年 6月27日（金）から平成26年 7月11日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。提出時間は、午前 9時から午後 5時までとする。）とする。

なお、その後も随時受け付けるが、この場合

には、この公告に係る入札に間に合わないことがある。

(イ) 資格に関する文書を入手するための手段
原則として、京都府ホームページ (<http://www.pref.kyoto.jp/zaisan/1268359158050.html>) からダウンロードすること。

(ウ) 提出場所及び問合せ先
京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府総務部入札課物品担当
電話075-414-5428

5 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時、場所等

ア 日時

(ア) 1の(1)のアの業務
平成26年 8月 7日 (木) 午後 2時

(イ) 1の(1)のイの業務
平成26年 8月 7日 (木) 午後 2時15分

イ 場所

2の(3)のイに同じ。

ウ 郵送による場合の入札書の受領期限、提出先等

(ア) 受領期限
平成26年 8月 6日 (水)

(イ) 提出先
〒602-8550 京都市上京区下立売通釜座東入藪ノ内町85の3、85の4
京都府警察本部総務部会計課長

(ウ) その他
郵送による場合の入札書の提出方法は、入札説明書において指定する。

(2) 開札に立ち会う者

開札は、入札者又は代理人を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人が立ち会わない場合は、本件入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとし、同値入札となった場合は、本件入札事務に関係のない職員が代理でくじを引くものとする。

(3) 入札の方法

持参又は郵送によることとし、電送による入札は認めない。

(4) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
なお、無効な入札をした者は、再度の入札に加わることはできない。
ア 3に掲げる入札に参加する者に必要な資格のな

い者のした入札

イ 確認申請書又は確認資料の提出をしなかった者のした入札

ウ 確認申請書又は確認資料に虚偽の記載をした者のした入札

エ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した入札

(6) 落札者の決定方法

京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。

(8) 契約書作成の要否
要する。

6 入札保証金

免除する。ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5に相当する額の違約金を落札者から徴収する。

7 契約保証金

免除する。

8 その他

(1) この入札の実施については、1から7までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。

(2) 詳細は、入札説明書による。

(3) この公告に係る調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続要綱（平成8年京都府告示第485号）に基づく苦情の申立てがあったときは、契約を締結しないこと又は契約の執行を停止し、若しくは解除することがある。

9 Summary

(1) The nature and quantity of the product to be leased
a. Lease contract (2014) for network equipments for police box, 1 set

b. Lease contract for the bus for driver's license proficiency test, 1 set

(2) The time, date and place for tender

a. 2:00 PM Thu., 7, August, 2014

b. 2:15 PM Thu., 7, August, 2014

Tender room in the basement, the Main building, Kyoto Prefectural Police Headquarters

85-3, 85-4 Yabunouchi-cho, Kamanza-higashiiru, Shimodachiuri-dori, Kamigyo-ku, Kyoto 602-8550 Japan

(3) Time-limit for tender by mail

Wed., 6, August, 2014

(4) The time, date and place for the opening of tender

a. 2:00 PM Thu., 7, August, 2014

b. 2:15 PM Thu., 7, August, 2014

Tender room in the basement, the Main building, Kyoto Prefectural Police Headquarters

85-3, 85-4 Yabunouchi-cho, Kamanza-higashiiru, Shimodachiuri-dori, Kamigyo-ku, Kyoto 602-8550 Japan

(5) Contact point for the notice

Accounting Division, Administrative Department,
Kyoto Prefectural Police Headquarters

85-3, 85-4 Yabunouchi-cho, Kamanza-higashiiru,
Shimodachiuri-dori, Kamigyo-ku, Kyoto 602-8550 Japan

TEL 075-451-9111 Ext. 2251